

七ヶ浜町地域防災計画 新旧対照表 (案)

[津波災害対策編]

令和5年 2月

七ヶ浜町防災会議

<p>第1節 地震に強いまちの形成「<u>第3.揺れに強いまちづくりの推進</u>」「<u>5.地震災害緊急事業五箇年計画</u>」を準用する。</p> <p>第6.長寿命化計画の作成 (略)</p> <p>詳細<u>については</u>、地震災害対策編P.3 第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成「<u>第3.揺れに強いまちづくりの推進</u>」「<u>6.長寿命化計画の作成</u>」を準用する。</p> <p>第7.石油コンビナート等防災計画への対応 (略)</p> <p>詳細<u>については</u>、地震災害対策編P.3 第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成「<u>第4.石油コンビナート等防災計画への対応</u>」を準用する。</p> <p>第8.「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 1.津波災害警戒区域に関する対応 町は、<u>県が津波災害警戒区域を指定した</u>場合に、以下の対応を行う。 (1)地域防災計画での考慮 町は、地域防災計画内において、津波災害警戒区域ごとに、<u>津波に関する情報、予報及び警報</u>伝達に関する事項、<u>指定</u>避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。 (2)要配慮者等が利用する施設での対応強化 町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の<u>津波発生時の</u>円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、<u>津波に関する情報、予報及び警報</u>の伝達方法を定</p>	<p>第1節 地震に強いまちの形成「<u>第4.地震防災緊急事業五箇年計画</u>」を準用する。</p> <p>第6.長寿命化計画の作成 (略)</p> <p>詳細<u>は</u>、地震災害対策編P.3 第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成「<u>第5.長寿命化計画の作成</u>」を準用する。</p> <p>第7.石油コンビナート等防災計画への対応 (略)</p> <p>詳細<u>は</u>、地震災害対策編P.3 第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成「<u>第6.石油コンビナート等防災計画への対応</u>」を準用する。</p> <p>第8.「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応 1.津波災害警戒区域に関する対応 町は、<u>津波災害警戒区域の指定のあった</u>場合に、以下の対応を行う。 (1)地域防災計画での考慮 町は、地域防災計画内において、津波災害警戒区域ごとに、<u>津波警報等及び津波に関する情報の</u>伝達に関する事項、<u>指定</u>避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。 (2)要配慮者等が利用する施設での対応強化 町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の<u>指定</u>円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、<u>津波警報等及び津波に関する情報の</u>伝達方法を定</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
---	--	---

	める。		める。																																
4	<p>第2節 海岸保全施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●河川管理施設の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●河川管理施設の災害対策	○			(略)				<p>第2節 海岸保全施設等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●港湾・漁港等施設の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●港湾・漁港等施設の災害対策	○			(略)				記述の適正化
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●河川管理施設の災害対策	○																																		
(略)																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●港湾・漁港等施設の災害対策	○																																		
(略)																																			
5	<p>第2. 海岸保全施設等の整備</p> <p>1. 事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。</p> <hr/> <p>5. 海岸堤防の整備</p> <p>(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について</p> <p>県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。</p> <p><u>(2) 海岸堤防の計画位置について</u></p> <p>海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。</p>	<p>第2. 海岸保全施設等の整備</p> <p>1. 事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。<u>また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。</u></p> <p>5. 海岸堤防の整備</p> <p>(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について</p> <p>県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高としている。</p> <p><u>(2) 町の海岸堤防の整備について</u></p> <p>町では、計画堤防高をもとに、海岸堤防の整備が完了している。今後見直しが図られた場合は、構造について十分検討を行</p>	「宮城県地域防災計画」の修正																																
				「宮城県																															

7	<p><u>(3) 海岸堤防の整備高さについて</u> 海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、<u>緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する</u></p> <p>7. <u>防潮林の整備</u> 県及び町は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・<u>風害の防備等の災害防止機能に加え、津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の内陸への遡上防止のため、防潮林の整備</u>について検討を行うとともに、その維持に努める。</p> <p>第3. 港湾・漁港等の施設の耐震化耐津波強化 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>詳細<u>については、</u> 地震災害対策編 P.11 第1章 災害予防対策 第3節 海岸<u>施設等の災害対策</u>「第4. 港湾・漁港等の施設 _____」 を準用する。</p> </div> <p>第5. 農業用施設等における地震・津波対策 <u>地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波による海水の浸水、農地への土砂、ガレキの堆積が想定される。これらはいずれも半年～数年程度の間、農地の利用を不能にする可能性があることから、県は、国の協力の下、これらの被害を防止するため、堤防等の整備を推進する。また、海水による土壌塩害は、灌排水による除塩で被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保と排水機能の強化を推進する。</u></p>	<p><u>う。</u> <u>(削除)</u></p> <p>7. <u>海岸防災林及び治山施設</u>の整備 県及び町は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・<u>潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設(防潮工等)の整備</u>について検討を行うとともに、その維持に努める。</p> <p>第3. 港湾・漁港等の施設の耐震化耐津波強化 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>詳細_____は、 地震災害対策編 P.11 第1章 災害予防対策 第3節 海岸<u>保全施設等の整備</u>「第4. 港湾・漁港等の施設の<u>耐震性確保</u>」 を準用する。</p> </div> <p>第5. 農業用施設等における地震・津波対策 <u>沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。</u></p>	<p>地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
---	---	---	---

8	<p>第3節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設 <u>(追加)</u></p>	<p>第3節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設 <u>道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																								
9	<p>第3. 港湾施設 <u>1. 港湾施設の整備</u></p>	<p>第3. 港湾施設 <u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p>																																								
10	<p>第4節 交通施設の防災対策</p> <table border="1" data-bbox="253 699 1059 770"> <tr> <td>主管部署</td> <td>建設課、復興推進課、復興整備課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="239 810 1064 978"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●土地区画整理事業の推進</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●都市公園施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●津波避難施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. <u>土地区画整理事業の推進</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策「第2. <u>土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の推進</u>」を準用する。</p>	主管部署	建設課、復興推進課、復興整備課			重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●土地区画整理事業の推進	○			●都市公園施設等の整備	○			●津波避難施設等の整備	○			<p>第4節 交通施設の防災対策</p> <table border="1" data-bbox="1104 699 1906 770"> <tr> <td>主管部署</td> <td>建設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1090 810 1910 978"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●地域防災計画と都市計画との関連への配慮</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●都市公園施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●津波避難施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. <u>地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 災害予防対策 第5節 都市の防災対策「第2. <u>地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u>」を準用する。</p>	主管部署	建設課			重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●地域防災計画と都市計画との関連への配慮	○			●都市公園施設等の整備	○			●津波避難施設等の整備	○			<p>実態に合せ修正</p> <p>記述の適正化</p>
主管部署	建設課、復興推進課、復興整備課																																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
●土地区画整理事業の推進	○																																										
●都市公園施設等の整備	○																																										
●津波避難施設等の整備	○																																										
主管部署	建設課																																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
●地域防災計画と都市計画との関連への配慮	○																																										
●都市公園施設等の整備	○																																										
●津波避難施設等の整備	○																																										

14	<p>(3) 水泳プールの防災機能等の整備 <u>災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>3. 耐震診断の実施及び公表</u> <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の耐震化予防対策 2. 公共建築物 「4. 耐震診断の実施及び公表」を準用する。</u></p> <p>3. 一般建築物 1. 既存の建築物の耐震改修の促進 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の耐震化対策 第3. 一般建築物 「1. 建築物の耐震・改修の促進」を準用する。</u></p> <p>2. 適正な維持管理の促進 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の耐震化対策 第3. 一般建築物 「1. 建築物の耐震・改修の促進」を準用する。</u></p> <p>第4. 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の耐震化対策 「第4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」を準用する。</u></p> <p>第5. ブロック塀等の安全対策</p>	<p>(3) 水泳プールの防災機能等の整備 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 2. 公共建築物 3. 教育施設 「(3) 水泳プールの防災機能等の整備」を準用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. 一般建築物 1. 既存の建築物の耐震改修の促進 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 第3. 一般建築物 「1. 建築物の耐震・改修の促進」を準用する。</u></p> <p>2. 適正な維持管理の促進 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 第3. 一般建築物 「1. 建築物の耐震・改修の促進」を準用する。</u></p> <p>第4. 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 <u>詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策 第6節 建築物等の予防対策 「第4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」を準用する。</u></p> <p>第5. ブロック塀等の安全対策</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	---	---

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の耐震化対策
「第5.ブロック塀等の安全対策」を準用する。

第6. 落下物防止対策
詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の耐震化対策
「第6.落下防止対策」を準用する。

第7. 建物内の安全対策
詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の耐震化対策
「第7.建物内の安全対策」を準用する。

(追加)

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策
「第5.ブロック塀等の安全対策」を準用する。

第6. 落下物防止対策
詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策
「第6.落下防止対策」を準用する。

第7. 建物内の安全対策
詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策
「第7.建物内の安全対策」を準用する。

第9. 文化財の防災対策

正化
記述の適正化
記述の適正化
「宮城県地域防災計画」の修正

15

第6節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	水道事業所
関係部署	日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> 、 <u>塩釜ガス(株)</u> 、中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
(略)			
<u>(追加)</u>			

第2. 水道施設

第6節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	水道事業所
関係部署	日本電信電話(株)宮城支店、 東北電力(株) <u>・東北電力ネットワーク(株)</u> 、 <u>塩釜ガス(株)</u> 、中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
(略)			
● <u>廃棄物処理施設</u>	○		○

第2. 水道施設

実態に合せ修正
記述の適正化

16	<p>1. 水道施設の耐震性強化 大規模地震・津波の発生により<u>県</u>民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、<u>電話</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p> <p>1. 水道施設の耐震性強化 <u>(追加)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、送水管・配水管及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。津波に対しては、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。</p> <p>●水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。</p> <p>●水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の安定確保、応急給水施設の整備等を計画的に推進する。</p> <p>●水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。</p> </div> <p>4. 危機管理体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、津波発生</p> </div>	<p>1. 水道施設の耐震性強化 大規模地震・津波の発生により<u>住</u>民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、<u>通信サービス、廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。 (略)</p> <p>1. 水道施設の耐震性強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.16 第1章 災害予防対策 第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2.水道施設 「1.水道施設の耐震性強化」を準用する。</u></p> </div> <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 危機管理体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、津波発生</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	--	---	---

17	<p>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、_____マニュアルを作成する。</p> <p>●水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第 40 条)があった場合等を想定し、<u>対応する。</u></p>	<p>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、<u>応急復旧活動等に関する行動計画及び</u>_____マニュアルを作成する。</p> <p>●水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第 40 条)があった場合等を想定し、<u>県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。</u></p>	
	<p>第 3．下水道施設</p> <p>下水道管理者は、下水道施設の被災が住民<u>の</u>生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性・耐浪性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p> <p>第 4．電力施設</p> <p>1．火力発電設備</p> <p>機器の耐震耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動・津波浸水想定等を勘案するほか、発電用火力設備<u>の</u>技術基準等に基づいて耐震設計や耐浪化の検討を行う。_____ _____ <u>(追加)</u></p> <p>6．電力供給体制及び広報の実施</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.20 第 1 章 災害予防対策 第 7 節 ライフライン施設等の予防対策 第 4. 電力施設 「<u>6.</u>電力供給体制及び広報の実施」を準用する。</p>	<p>第 3．下水道施設</p> <p>下水道管理者は、下水道施設の被災が住民<u>生活へ</u>多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性・耐浪性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p> <p>第 4．電力施設</p> <p>1．火力発電設備</p> <p>機器の耐震耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動・津波浸水想定等を勘案するほか、発電用火力設備<u>に関する</u>技術基準等に基づいて耐震設計や耐浪化の検討を行う。<u>また、建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。</u></p> <p><u>5. 通信設備</u></p> <p>6．電力供給体制及び広報の実施</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.20 第 1 章 災害予防対策 第 7 節 ライフライン施設等の予防対策 第 4. 電力施設 「<u>7.</u>電力供給体制及び広報の実施」を準用する。</p>	

23	<table border="1" data-bbox="253 169 1050 253"> <tr> <td>●住民への防災知識の普及 (略)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2. 防災知識の普及、徹底</p> <p>4. 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備</p> <table border="1" data-bbox="237 413 1050 657"> <tr> <td>●ハザードマップの作成・周知</td> </tr> <tr> <td>県及び町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>●ハザードマップの有効活用 (略)</td> </tr> </table>	●住民への防災知識の普及 (略)	○	○		●ハザードマップの作成・周知	県及び町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。	●ハザードマップの有効活用 (略)	<table border="1" data-bbox="1099 169 1897 253"> <tr> <td>●住民等への防災知識の普及 (略)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>第2. 防災知識の普及、徹底</p> <p>4. 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備</p> <table border="1" data-bbox="1084 413 1897 657"> <tr> <td>●津波ハザードマップの作成・周知</td> </tr> <tr> <td>県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定し、町は当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。</td> </tr> <tr> <td>●津波ハザードマップの有効活用 (略)</td> </tr> </table>	●住民等への防災知識の普及 (略)	○	○		●津波ハザードマップの作成・周知	県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定し、町は当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。	●津波ハザードマップの有効活用 (略)	「宮城県地域防災計画」の修正																		
●住民への防災知識の普及 (略)	○	○																																	
●ハザードマップの作成・周知																																			
県及び町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。																																			
●ハザードマップの有効活用 (略)																																			
●住民等への防災知識の普及 (略)	○	○																																	
●津波ハザードマップの作成・周知																																			
県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定し、町は当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。																																			
●津波ハザードマップの有効活用 (略)																																			
25	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="237 732 1057 900"> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●企業等の防災訓練の実施</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> <p>第2. 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1. 定期的な実施</p> <p>町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>3. 具体的かつ実践的な内容</p> <p>町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				(追加)				●企業等の防災訓練の実施			○	<p>第9節 地震・津波防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="1084 732 1897 900"> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●救助・救急関係機関の教育訓練</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●企業_の防災訓練の実施</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> <p>第2. 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1. 定期的な実施</p> <p>町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>3. 具体的かつ実践的な内容</p> <p>町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●救助・救急関係機関の教育訓練	○		○	●企業_の防災訓練の実施			○	「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化 記述の適正化
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
(追加)																																			
●企業等の防災訓練の実施			○																																
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●救助・救急関係機関の教育訓練	○		○																																
●企業_の防災訓練の実施			○																																

26	<p>5. 課題の発見 <u>町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</u> <u>(追加)</u></p> <p>6. フィードバック <u>町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7. 学校等の防災訓練 (略) ●津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が_____避難場所や____避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8. 企業の防災訓練</p>	<p>5. 課題の発見 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.102 第1章 災害予防対策 第2.4節 地震防災訓練の実施 第2. 防災訓練の実施とフィードバック 「4. 課題の発見」を準用する。</u></p> <p>6. フィードバック <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.102 第1章 災害予防対策 第2.4節 地震防災訓練の実施 第2. 防災訓練の実施とフィードバック 「5. フィードバック」を準用する。</u></p> <p>第5. 救助・救急関係機関の教育訓練 <u>詳細は、地震災害対策編 P.104 第1章 災害予防対策 第2.4節 地震防災訓練の実施 第6. 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。</u></p> <p>第7. 学校等の防災訓練 (略) ●津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が<u>指定緊急</u>避難場所や<u>拠点</u>避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8. 企業の防災訓練</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県</p>
27			「宮城県

28	<p>(略)</p> <p>●<u>企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際、企業が一時的に指定緊急避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練者の受入れ等の訓練等を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第9. 訓練及び普及内容</p> <p>1. 一般住民に対する内容</p> <p>●強い地震を感じたとき、又は<u>弱い地震であっても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>●地震を感じなくても、<u>大津波警報、津波警報津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。</u></p> <p>●津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、<u>津波警報・注意報</u>が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p> <p>●<u>津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 船舶に対する内容</p> <p>●強い地震を感じたとき、又は<u>弱い地震であっても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第9. 訓練及び普及内容</p> <p>1. 一般住民に対する内容</p> <p>●強い地震を感じたとき、又は<u>弱くても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>●地震を感じなくても、<u>津波警報等</u>が発表されたときは、<u>町が定めている避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。</u></p> <p>●津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、<u>津波警報等</u>が解除され安全になるまで避難行動を止めない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 船舶に対する内容</p> <p>●強い地震を感じたとき、又は<u>弱くても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>				
30	<p>第10節 地域における防災体制</p> <p>第4. 自主防災組織の活動</p> <p>1. 平常時の活動</p> <p>(1) 訓練の実施等</p> <table border="1" data-bbox="277 1342 1055 1420"> <tr> <td data-bbox="277 1342 394 1420">防災訓練への参加</td> <td data-bbox="394 1342 1055 1420">●<u>自主防災組織は、地震が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施すると</u></td> </tr> </table>	防災訓練への参加	● <u>自主防災組織は、地震が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施すると</u>	<p>第10節 地域における防災体制</p> <p>第4. 自主防災組織の活動</p> <p>1. 平常時の活動</p> <p>(1) 訓練の実施等</p> <table border="1" data-bbox="1128 1342 1906 1420"> <tr> <td data-bbox="1128 1342 1245 1420">防災訓練への参加</td> <td data-bbox="1245 1342 1906 1420">●<u>災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう _____ 県及び町</u></td> </tr> </table>	防災訓練への参加	● <u>災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう _____ 県及び町</u>	<p>記述の適正化</p>
防災訓練への参加	● <u>自主防災組織は、地震が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施すると</u>						
防災訓練への参加	● <u>災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう _____ 県及び町</u>						

	ともに、県、町等が実施する防災訓練へ参加する。
防災知識の普及	● _____ 被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ので</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
消火訓練 _____	●火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して <u>初期</u> 消火に必要な <u>技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を行政区別に実施</u> する。
避難訓練 _____	●避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練 _____	●救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などに対する応急手当の方法等を習得する。
(略)	(略)

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(追加)

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(追加)

	等が実施する防災訓練へ参加する。
防災知識の普及	● <u>災害の発生を防止し</u> 、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ことから</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
消火訓練 <u>の実施</u>	●火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して _____ 消火に必要な <u>技術等</u> を取得する。
避難訓練 <u>の実施</u>	●避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練 <u>の実施</u>	●救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者などに対する応急手当の方法等を習得する。
(略)	(略)

(2) 防災点検の実施

(削除)

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 1. 平常時の活動「(2) 防災点検の実施」を準用する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

(削除)

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動

記述の適正化

記述の適正化

32	<p>(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有 <u>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者という。」）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</u> <u>(追加)</u></p> <p>2. 地震・津波発生時の活動 (2) 出火防止及び初期消火 <u>家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(4) 避難の実施 <u>町長又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。</u></p>	<p><u>1. 平常時の活動「(3) 防災用資機材の整備・点検」を準用する。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 1. 平常時の活動「(5) 避難行動要支援者の情報把握・共有」を準用する。</u></p> <p>2. 地震・津波発生時の活動 (2) 出火防止及び初期消火 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 2. 地震・津波発生地の活動「(2) 出火防止及び初期消火」を準用する。</u></p> <p>(4) 避難の実施 <u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	--	--	---

<p><u>①避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</u> <u>市街地……………火災、落下物、危険物</u> <u>山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり</u> <u>海岸地域……………津波</u> <u>河川……………決壊・氾濫</u></p> <p><u>②円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のもの。</u></p> <p><u>③避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</u></p>		
<p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 避難所開設・運営への参画 <u>災害発生時には、町の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 2. 地震・津波発生時の活動「(4) 避難の実施」を準用する。</u></p> <p>(5) 避難所開設・運営への参画 <u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p>
<p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 <u>被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。</u> <u>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策 第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 2. 地震・津波発生時の活動「(5) 避難所開設・運営への参画」を準用する。</u></p> <p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 <u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p>

33	<p><u>実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <u>町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。</u> <u>町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策 第2.5節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動 2.地震・津波発生時の活動「(6) 給食・救援物資の配布及びその協力」を準用する。</u></p> <p>第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策 第2.5節 地域における防災体制 「第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。</u></p>	記述の適正化																								
34	<p>第1.1節 ボランティアの<u>受入れ</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1.1節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 1094 1906 1177"> <tr> <td>主管部署</td> <td>長寿社会課、健康福祉課</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>七ヶ浜町社会福祉協議会</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1093 1217 1906 1425"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>ボランティアコーディネーターの養成</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>ボランティア受け入れ拠点の整備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主管部署	長寿社会課、健康福祉課	関係部署	七ヶ浜町社会福祉協議会		重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●	ボランティアコーディネーターの養成	○	○		●	ボランティア受け入れ拠点の整備	○	○		●	災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備	○			記述の適正化
主管部署	長寿社会課、健康福祉課																										
関係部署	七ヶ浜町社会福祉協議会																										
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																							
●	ボランティアコーディネーターの養成	○	○																								
●	ボランティア受け入れ拠点の整備	○	○																								
●	災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備	○																									

					●行政の支援	○																																																																								
37	<p>第14節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2. 津波の観測・監視体制の整備</p> <p>2. 津波警報等の種類</p> <p>(1) 津波警報等、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を_____発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は_____数値で発表する。ただし、地震の規模_(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p>第14節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2. 津波の観測・監視体制の整備</p> <p>2. 津波警報等の種類</p> <p>(1) 津波警報等、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、_____地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模が_マグニチュード_が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>							「宮城県地域防災計画」の修正																																																																					
38	<p><津波警報等の種類と発表される津波の高さ等></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">津波警報等の種類</td> <td rowspan="2">発表基準</td> <td rowspan="2">津波の高さ 予想の 区部</td> <td colspan="2">発表される津波の高さ</td> <td rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合には取るべき行動</td> </tr> <tr> <td>数値での発表</td> <td>定性的表現での発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table>					津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区部	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合には取るべき行動	数値での発表	定性的表現での発表				_____	_____	_____				_____	_____	_____				_____	_____	_____				_____	_____	_____	<p><津波警報等の種類と発表される津波の高さ等></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">津波警報等の種類</td> <td rowspan="2">発表基準</td> <td rowspan="2">_____</td> <td colspan="2">発表される津波の高さ</td> <td rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</td> </tr> <tr> <td>数値での発表</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table>					津波警報等の種類	発表基準	_____	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表	_____			_____	_____	_____	_____			_____	_____	_____	_____			_____	_____	_____	_____			_____	_____	_____	_____				
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区部	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合には取るべき行動																																																																									
			数値での発表	定性的表現での発表																																																																										
			_____	_____	_____																																																																									
			_____	_____	_____																																																																									
			_____	_____	_____																																																																									
			_____	_____	_____																																																																									
津波警報等の種類	発表基準	_____	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																																																																									
			数値での発表	_____																																																																										
		_____	_____	_____	_____																																																																									
		_____	_____	_____	_____																																																																									
		_____	_____	_____	_____																																																																									
		_____	_____	_____	_____																																																																									

大津波警報 (特別警報)	予想の津波の高さが3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≦10m	10m		
3m<高さ ≦5m		5m			
津波警報	予想の津波の高さが1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ ≦3m	3m	高い	
大津波警報	予想の津波の高さが3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		10m (5m<予想高さ ≦10m)			
		5m (3m<予想高さ ≦5m)			
津波警報	予想の津波の高さが1mを超え、3m以下の場合		3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上、1m以下の場合あって、津波による被害がある場合	<u>0.2≦高さ≦1m</u>	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上、1m以下の場合あって、津波による被害がある場合		1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	「宮城県地域防災計画」の修正
<p>(2) 津波警報等の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>●津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する</u>場合がある。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>						<p>(2) 津波警報等の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>●津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する</u>更新する場合がある。</p> <p>(略)</p> <p>●<u>どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></p> <p>●<u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></p>						

39	<p>第3. 津波 <u> </u> 監視体制の整備</p> <p>第4. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1. 町の対応</p> <p>(1) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>①発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」 <u> </u> を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>④発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、避難指示等を<u>行う</u>際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>①多様な情報伝達手段の確保</p> <p>町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、町防災行政無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車 <u> </u> のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避</p>	<p>第3. 津波<u>観測</u>・監視体制の整備</p> <p>第4. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1. 町の対応</p> <p>(1) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>①発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」 <u>(令和3年5月)</u> を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>④発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、避難指示等を<u>発令する</u>際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p> <p>①多様な情報伝達手段の確保</p> <p>町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、町防災行政無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、<u>津波フラッグ</u>のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
40	<p>④発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、避難指示等を<u>行う</u>際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p>	<p>④発令基準の策定・見直し</p> <p>町は、避難指示等を<u>発令する</u>際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

<p>41</p>	<p>難場所の周知を図る。</p> <p>② 確実な伝達方法の確保 町は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、町防災行政無線との自動起動を推進する。 （略）</p> <p>③ 自動車運転者対策 町は、走行中の自動車に対し、<u>大津波警報</u>・津波<u>警報</u>の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。</p> <p>④ 海域海岸利用者対策 町は、海域海岸利用者に対し、町防災行政無線<u>等</u>やサイレンが聞こえにくい場合に備え、<u>色や光等</u>視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段<u>の普及に努める。その際、他地域の状況を踏まえつつ、可能な限り統一的な手法が用いられるよう考慮する。</u></p> <p>2. 宮城海上保安部の対応 (1) 迅速・的確な伝達体制の確立 ② <u>港内</u>在泊船舶<u>等</u>に対する伝達 <u>漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、<u> </u>拡声器、たれ幕等により周知する。</u> ③ 航行船舶等に対する伝達</p>	<p>路、避難場所の周知を図る。</p> <p>② 確実な伝達方法の確保 町は、気象庁からの津波警報<u>等及び</u>地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、町防災行政無線との自動起動を推進する。 （略）</p> <p>③ 自動車運転者対策 町は、走行中の自動車に対し、<u>津波警報等</u>・津波<u>情報</u>の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。</p> <p>④ 海域海岸利用者対策 町は、海域海岸利用者に対し、町防災行政無線<u>等</u>やサイレンが聞こえにくい場合に備え、<u> </u>視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段<u>として津波フラッグの普及に努める。</u></p> <p>2. 宮城海上保安部の対応 (1) 迅速・的確な伝達体制の確立 ② <u> </u>在泊船舶<u>等</u>に対する伝達 <u>被害が予想される地域の周辺海域の在港船舶に対しては、</u> <u>漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、<u>訪船指導のほか、</u>拡声器、たれ幕等により周知する。</u> ③ 航行船舶等に対する伝達</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	--	--

	<p>_____ 航行警報、安全通信等により周知する。</p> <p>④ <u>港内作業員及び釣り客</u>・沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達 <u>工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。</u></p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施 迅速・的確な津波警報・<u>注意報</u>等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。</p>	<p><u>航行船舶に対しては</u>、航行警報、安全通信等により周知する。</p> <p>④ _____ 沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達 <u>被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては</u>、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。</p> <p>(2) 情報伝達訓練等の実施 迅速・的確な津波警報 _____ 等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。</p>	<p>地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																								
43	<p>第15節 情報通信網の整備 第3. 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第15節 情報通信網の整備 第3. 防災関係機関における災害通信網の整備 <u>防災関係機関は、災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び沿岸市町等と連携強化が図られるよう努める。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性・耐浪性の強化に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>																																								
43	<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="237 1174 1066 1385"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	—			<u>(追加)</u>	—			(略)				<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1088 1174 1910 1385"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>防災担当職員の育成</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>感染症対策</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>防災担当職員の育成</u>	○			● <u>感染症対策</u>	○			(略)				<p>記述の適正化</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
<u>(追加)</u>	—																																										
<u>(追加)</u>	—																																										
(略)																																											
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
● <u>防災担当職員の育成</u>	○																																										
● <u>感染症対策</u>	○																																										
(略)																																											

44	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1. 目的</p> <p>津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、<u>早急に</u>整備・拡充を図る。</p> <p>第2. 防災拠点の整備及び連携</p> <p>●県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を沿岸市町と連携し検討する。</p> <p>●県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</p> <p>●町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1. 目的</p> <p>津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、<u>_____</u>整備・拡充を図る。</p> <p>第2. 防災拠点の整備及び連携</p> <p>(削除)</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>●町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。<u>ほか</u>、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。<u>また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</u></p> <p>●町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
45	<p>第3. 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備 _____ 「第3. 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。</p> <p>第4. ヘリポートの整備</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備 _____ 「第4. ヘリポートの整備」を準用する。</p>	<p>第3. 防災拠点機能の確保・充実</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備 <u>充実</u> 「第3. 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。</p> <p>第4. ヘリポートの整備</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策 第11節 防災拠点等の整備 <u>充実</u> 「第4. ヘリポートの整備」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

	<p>第5. 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備 _____ 「第5. 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。</p> <p>第6. 防災用資機材の確保対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.39 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備 _____ 「第6. 防災用資機材の確保対策」を準用する。</p>	<p>第5. 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備 充実 「第5. 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。</p> <p>第6. 防災用資機材の確保対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.39 第1章 災害予防対策 第1.1節 防災拠点等の整備 充実 「第6. 防災用資機材の確保対策」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
47	<p>第1.9節 医療救護体制 _____ の整備 (略)</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策 「第1.4節 医療救護体制 _____ の整備」を準用する。</p>	<p>第1.9節 医療救護体制 福祉支援体制 の整備 (略)</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策 「第1.4節 医療救護体制 福祉支援体制 の整備」を準用する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
49	<p>第2.0節 火災予防対策</p> <p>第7. 海上における火災の防止</p> <p>1. 地震・津波による火災の防止</p> <p>(1) 危険物積載船</p> <p>_____ 危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震・津波による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震・津波発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。</p>	<p>第2.0節 火災予防対策</p> <p>第7. 海上における火災の防止</p> <p>1. 地震・津波による火災の防止</p> <p>(1) 危険物積載船</p> <p>特に 危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震・津波による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震・津波発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。</p>	<p>記述の適正化</p>
52	<p>第2.2節 避難対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大 _____ 津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を</p>	<p>第2.2節 避難対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大 規模 津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修</p>

53	<p>期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>の避難行動に対する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>第2．徒歩避難の原則の周知 2．自動車での避難方策の検討 自町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車<u>で</u>避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。</p> <p>第5．避難路等の整備 1．避難路・避難階段の整備・改善 <u>県及び町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。</u> <u>なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>第2．徒歩避難の原則の周知 2．自動車での避難方策の検討 自町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車<u>により</u>避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。</p> <p>第5．避難路等の整備 1．避難路・避難階段の整備・改善 <u>(削除)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策 第1.6節 避難対策 第5.避難路等の整備 「1.避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。</u></p> </div> <p>4．避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備</p>	<p>正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災</p>
54	<p>4．避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備</p>	<p>4．避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備</p>	<p>「宮城県地域防災</p>

56	<p>町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、<u> </u>避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第9. 教育機関における対応</p> <p>1. 児童生徒等の安全対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第8. 教育機関における対応「1. 児童生徒等の安全対策」を準用する。</p> <p>2. 避難環境の整備</p> <p>町は、津波浸水想定<u> </u>地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。</p> <p>3. 連絡・連携体制の構築</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第8. 教育機関における対応「2. 連絡・連携体制の構築」を準用する。</p> <p>第10. 津波避難計画の<u>作成</u></p> <p>1. 町の対応</p>	<p>町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、<u>指定緊急</u>避難場所<u> </u>等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</u></p> <p>第9. 教育機関における対応</p> <p>1. 児童生徒等の安全対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第9. 教育機関における対応「1. 児童生徒等の安全対策」を準用する。</p> <p>2. 避難環境の整備</p> <p>町は、津波浸水想定<u>の対象</u>地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。</p> <p>3. 連絡・連携体制</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策 第9. 教育機関における対応「2. 連絡・連携体制の構築」を準用する。</p> <p>第10. 津波避難計画の<u>策定</u></p> <p>1. 町の対応</p>	<p>計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県</p>
----	---	---	---

57	<p>(1) 津波避難計画の周知徹底 町は、平成 25 年 3 月に七ヶ浜町避難計画を策定し _____ _____ ところであることから、その内容の住民等 への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 地域ごとの避難計画策定支援 町は、津波避難計画 <u>策定のために町内会・自治会・自主防 災組織等、沿岸地域住民等の参画によるワークショップなどを 開催したところであるが、今後、自主防災組織等が地域ごとの 避難計画を策定する場合には、町はこれを支援する。</u></p> <p>(3) 地域防災力の向上 町は、津波避難計画と同時に <u>作成</u> した「七ヶ浜町津波ハザード マップ・津波学習マップ」を活用して、防災教育、防災訓練 の充実を図ることにより、 _____ _____ 避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくり と一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>(4) 避難行動要支援者への配慮 町は、 _____ 防災担当部局と福祉担当部 局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力 し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ 明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築 に配慮する。</p> <p>2. 県及び防災関係機関の対応</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成 県は、 _____ 津波防災地域 づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下</p>	<p>(1) 津波避難計画の周知徹底 町は、平成 25 年 3 月に七ヶ浜町避難計画を策定し <u>令和 5 年 3 月に改定した</u> ところであることから、その内容の住民等 への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 地域ごとの避難計画策定支援 町は、津波避難計画 <u>の策定に当たり、町内会・行政区・自主 防災組織等、沿岸地域住民等がワークショップなどを開催する など、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な 主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地 域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。</u></p> <p>(3) 地域防災力の向上 町は、津波避難計画と同時に <u>改定</u> した「七ヶ浜町津波ハザード マップ・津波学習マップ」を活用して、防災教育、防災訓練 の充実を図ることにより、 <u>防災教育、防災訓練の充実、指定緊 急</u> 避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくり と一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>(4) 避難行動要支援者への配慮 町は、 <u>避難計画の作成に当たり、</u> 防災担当部局と福祉担当部 局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力 し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ 明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築 に配慮する。</p> <p>2. 県及び防災関係機関の対応</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成 県は、 <u>町の避難計画策定の支援を行うため、</u> 津波防災地域 づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下</p>	<p>地域防災 計画」の修 正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の修 正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の修 正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の修 正</p> <p>「宮城県 地域防災 計画」の修 正</p>
----	---	---	---

	<p>で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町等へ提供する。</p> <p>(2) 津波避難計画策定支援への協力 県及び防災関係機関は、_____町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。</p> <p>第11. 避難に関する広報</p> <table border="1" data-bbox="241 531 1057 611"> <tr> <td>詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>1.</u> 避難に関する広報」を準用する。</td> </tr> </table>	詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>1.</u> 避難に関する広報」を準用する。	<p>で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町等へ提供する。</p> <p>(2) 津波避難計画策定支援への協力 県及び防災関係機関は、<u>津波避難計画の作成に当たり、</u>町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。</p> <p>第11. 避難に関する広報</p> <table border="1" data-bbox="1088 531 1904 611"> <tr> <td>詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>2.</u> 避難に関する広報」を準用する。</td> </tr> </table>	詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>2.</u> 避難に関する広報」を準用する。	<p>正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化</p>																																														
詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>1.</u> 避難に関する広報」を準用する。																																																			
詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第1 <u>2.</u> 避難に関する広報」を準用する。																																																			
58	<p>第23節 避難<u>収容</u>対策 第2. 避難所の確保 町は、<u>避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</u></p>	<p>第23節 避難<u>受入れ</u>対策 第2. 避難所の確保 町は、<u>指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																																
62	<p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1" data-bbox="241 975 1057 1225"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●社会福祉施設の<u>予防</u>対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●要配慮者等への<u>災害予防</u>対策</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>来訪者</u>への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●社会福祉施設の <u>予防</u> 対策	○		○	●要配慮者等への <u>災害予防</u> 対策	○	○		<u>(追加)</u>	—	—		(略)				● <u>来訪者</u> への支援対策	○		○	<p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1" data-bbox="1088 975 1904 1225"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●社会福祉施設の<u>安全確保</u>対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●要配慮者等への<u>避難支援</u>対策</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>避難行動要支援者への災害予防</u>対策</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>旅行者</u>への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●社会福祉施設の <u>安全確保</u> 対策	○		○	●要配慮者等への <u>避難支援</u> 対策	○	○		● <u>避難行動要支援者への災害予防</u> 対策	○	○		(略)				● <u>旅行者</u> への支援対策	○		○	<p>記述の適正化</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
●社会福祉施設の <u>予防</u> 対策	○		○																																																
●要配慮者等への <u>災害予防</u> 対策	○	○																																																	
<u>(追加)</u>	—	—																																																	
(略)																																																			
● <u>来訪者</u> への支援対策	○		○																																																
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
●社会福祉施設の <u>安全確保</u> 対策	○		○																																																
●要配慮者等への <u>避難支援</u> 対策	○	○																																																	
● <u>避難行動要支援者への災害予防</u> 対策	○	○																																																	
(略)																																																			
● <u>旅行者</u> への支援対策	○		○																																																
63	<p>第26節 複合災害対策</p> <table border="1" data-bbox="241 1297 1057 1422"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	—			<p>第26節 複合災害対策</p> <table border="1" data-bbox="1088 1297 1904 1422"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>避難・退避体制の整備</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>避難・退避体制の整備</u>	○			<p>記述の適正化</p>																								
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
(略)																																																			
<u>(追加)</u>	—																																																		
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
(略)																																																			
● <u>避難・退避体制の整備</u>	○																																																		

	(略)				(略)				
64	第27節 遺体等の搜索・処理・埋葬				第27節 遺体等の搜索・処理・埋葬				記述の適正化
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	
	● <u>遺体収容、確認のための</u> 業務対応マニュアルの作成	○			● <u>業務対応マ</u> ニュアルの作成	○			
	(略)				(略)				

67	第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・伝達 第3. 大津波警報、津波警報等の伝達 1. 県の対応 県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、来訪者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)、Lアラート(災害情報共有システム) <u>テレビ</u> 、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。	第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・伝達 第3. 大津波警報、津波警報等の伝達 1. 県の対応 県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、来訪者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)、Lアラート(災害情報共有システム)、 <u>津波フラッグ</u> 、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。	「宮城県地域防災計画」の修正
68	2. 町の対応 町は、 <u>気象台</u> からの情報の内容を鑑みて、 <u>避難勧告又は指示</u> を、町防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。 なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。 第4. 地震・津波情報 1. 情報の種類 (1) 津波警報等	2. 町の対応 町は、 <u>仙台管区</u> 気象台からの情報の内容を鑑みて、 <u>避難指示等</u> を、町防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。 なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。 第4. 地震・津波情報 1. 情報の種類 (1) 津波警報等	

①津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては

津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場
		5m<高さ ≤10m	10m		
		3m<高さ ≤5m	5m		

①津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所
		10m (5m<予想高さ≤10m)		

「宮城県地域防災計画」の修正

69

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ ≤3m	3m	高い	所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	0.2≤高さ ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意警報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしない。

		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)			から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台など安全な場所へ避難する警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m≤予想高さ≤1)	(表記なし)		海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する海の中にいる人はただちに海から上がつて海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

70

(2) 津波情報

①津波情報の発表等

(略)

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(2) 津波情報

①津波情報の発表等

(略)

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※4)

「宮城県地域防災計画」の修正

津波に関するその他の情報

津波に関するその他必要な事項を發表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点にまでに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場によっては、この時刻よりも1時間以上遅く津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

71

《沖合で観測された津波の最大級（観測値及び沿岸での推定値^(※5)）の発表内容》

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 <u>(特別警報)</u>	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値も数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値も数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	<u>すべての場合</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値も数値で発表

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・(略)
- ・最大級の観測値及び推定値については、沿岸での観測と

《沖合で観測された津波の最大級（観測値及び沿岸での推定値^(※5)）の発表内容》

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・(略)
- ・最大級の観測値及び推定値については、沿岸での観測と

同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報 **また** 津波警報が発表中の 予報区 において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値） **及び** 「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大級観測値については、沿岸での推定値は発表しない。また、最大級の観測値については、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(追加)

同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報 **又は** 津波警報が発表中の 津波予報区 において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値） **又は** 「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ (削除)

②津波情報の留意事項

●津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

●各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

●津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

●沖合の津波観測に関する情報

「宮城県地域防災計画」の修正

(略)

基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(追加)

3. その他の情報等の発表

詳細は、
地震災害対策編 P.73 第2章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達
第3.地震・津波情報 「3.その他の情報等の発表」を準用する。

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(略)

《津波予報の発表基準とその内容》

	発表基準	内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。

(削除)

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

75	第3節 防災活動体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●消防関係機関の活動</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●消防関係機関の活動	○			(略)				記述の適正化
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																		
(略)																						
●消防関係機関の活動	○																					
(略)																						
第3節 防災活動体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●消防関係機関等の活動</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●消防関係機関等の活動	○			(略)					
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																			
(略)																						
●消防関係機関等の活動	○																					
(略)																						
79	第7節 救急・救助活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	—		—	<u>(追加)</u>	—			「宮城県地域防災計画」の修正
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																		
(略)																						
<u>(追加)</u>	—		—																			
<u>(追加)</u>	—																					
第7節 救急・救助活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●感染症対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●救急・救助用資機材の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●感染症対策	○		○	●救急・救助用資機材の整備	○				
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																			
(略)																						
●感染症対策	○		○																			
●救急・救助用資機材の整備	○																					
81	第9節 消火活動 <u>(追加)</u>	<p>第9節 消火活動</p> <p><u>第1. 目的</u></p> <p><u>大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。</u></p> <p><u>また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。</u></p> <p><u>第2. 火災応急対策</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.162 第2章 災害応急対策 <u>「第7節 消火活動」</u> を準用する。</p>				記述の適正化																
	<u>(追加)</u>	<p>詳細は、地震災害対策編 P.162 第2章 災害応急対策 <u>「第2.火災応急対策」</u> を準用する。</p>																				
84	第12節 避難活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				「宮城県地域防災計画」の修正								
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																		
(略)																						
第12節 避難活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)													
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																			
(略)																						

●避難の勧告又は指示の実施	○		
●避難の勧告又は指示の内容及び周知	○		
(略)			

第1. 目的

町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整えるとともに被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の解放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然現象から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 避難指示（緊急）等の対象とする避難行動

避難指示（緊急）等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

(1) 指定緊急避難場所への立退き避難

(2) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

第2. 津波の警戒

●県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム(MIDORI)により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に特別警報に位置づけられる大津波警

●避難 指示の実施	○		
●避難 指示の内容及び周知	○		
(略)			

第1. 目的

町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 住民がとるべき避難行動

津波による浸水が想定される区域の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であり、高台等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。

津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や沿岸市町長の避難指示等の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

第2. 津波の警戒

●県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム(MIDORI)により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に特別警報に位置づけられる大津波警報の通

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

	<p>報の通報を受けたときは直ちに通知する。</p> <p>●県及び町は、津波警報、避難指示 <u>(緊急)</u> 等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、来訪者等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、<u> </u> テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>報を受けたときは直ちに通知する。</p> <p>●県及び町は、津波警報、避難指示 <u> </u> 等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、来訪者等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、<u>津波フラッグ</u>、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>(略)</p>	
85	<p>第3. 避難指示 <u>(緊急)</u> 等</p> <p>町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難指示 <u>(緊急)</u> 等を行<u>い</u>、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p><u>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p><u>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u></p>	<p>第3. 避難指示 <u> </u> 等</p> <p>町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難指示 <u> </u> 等を行<u>う</u>、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正
86	<p>2. 町長の役割</p> <p>町長が、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認め<u>られ</u>るときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示 <u>(緊急)</u> 等の発令を行う。</p> <p>(略)</p> <p>●強い揺れ(震度4 <u>程度</u>以上)を感じたとき、また、地震動は(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 町長の役割</p> <p>町長が、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認め<u> </u>るときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示 <u> </u> 等の発令を行う。</p> <p>(略)</p> <p>●強い揺れ(震度4 <u> </u>以上)を感じたとき、また、地震動は(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示 <u> </u> を発令する。</p> <p><u>なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては、</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正

●地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、 放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。

●地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

87 (追加)

7. 遠地震の場合の避難指示等
本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

第4. 避難の勧告又は指示等の内容及び周知

第4. 避難 指示等の内容及び周知

1. 避難の勧告又は指示等の基準

1. 避難 指示等の基準

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

避難指示（緊急）等は次の区分により実施する。

(削除)

種類	基準
避難指示（緊急）	● <u>津波注意報発令時</u> ● <u>津波警報発令時</u> ● <u>大津波警報発令時</u> ● <u>その他、町長が必要と認めるとき。</u>
避難勧告	● <u>その他、町長が必要と認めるとき。</u>

避難指示（緊急）等の発令区域については、次の通りとする。

種類	対照地域
大津波警報	東日本大震災クラスの津波により浸水が想定される地域
津波警報	海岸堤防等が無い、又は海岸堤防等が低いため、高さ3

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

88	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 159 470 199"></td> <td data-bbox="470 159 1034 199">mの津波によって浸水が想定される地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 199 470 248">津波注意報</td> <td data-bbox="470 199 1034 248">漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域</td> </tr> </table>		mの津波によって浸水が想定される地域	津波注意報	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域	<p>第6. 避難所の開設及び運営</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第6. _____ 避難所の開設及び運営」を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第8. 避難長期化への対処</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第7. 避難長期化への対処」を準用する。</p> <p>第9. 帰宅困難者対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第8. 帰宅困難者対策」を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
		mの津波によって浸水が想定される地域					
	津波注意報	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の地域					
	<p>第6. 避難所の開設及び運営</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第6. _____ 避難所の開設及び運営」を準用する。</p>	<p>第6. 避難所の開設及び運営</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第6. <u>宮城県東部衛生処理組合</u> 避難所の開設及び運営」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p>				
<p><u>(追加)</u></p>	<p>第7. 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.201 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第7. <u>避難情報の発令等による広域避難</u>」を準用する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>					
<p>第8. 避難長期化への対処</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第7. 避難長期化への対処」を準用する。</p> <p>第9. 帰宅困難者対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第8. 帰宅困難者対策」を準用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第8. 避難長期化への対処</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第8. 避難長期化への対処」を準用する。</p> <p>第9. 帰宅困難者対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第9. 帰宅困難者対策」を準用する。</p> <p>第10. 孤立集落の安否確認対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.203 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第10. <u>孤立集落の安否確認対策</u>」を準用する。</p> <p>第11. 広域避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P.204 第2章 災害応急対策 第1.3節 避難活動「第11. <u>広域避難者への支援</u>」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>					

	<p>第12. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>0.</u> 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>0.</u> 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。</p> <p>第14. 避難所以外への避難者の誘導</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>0.</u> 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。</p>	<p>第12. 在宅避難者への支援</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.204 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>2.</u> 在宅避難者への支援」を準用する。</p> <p>第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>3.</u> 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。</p> <p>第14. 避難所以外への避難者の誘導</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.205 第2章 災害応急対策 第13節 避難活動「第1 <u>4.</u> 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>																																
91	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.227 第2章 災害応急対策 「第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>詳細は、地震災害対策編P.227 第2章 災害応急対策 「第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																
93	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●支援物資の受入れ、配分避難</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●支援物資の受入れ、配分避難	○			(略)				<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●義援物資の受入れ、配分避難</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● 義援 物資の受入れ、配分避難	○			(略)				<p>記述の適正化</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
●支援物資の受入れ、配分避難	○																																		
(略)																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
● 義援 物資の受入れ、配分避難	○																																		
(略)																																			

97	<p>第5. 推進方策</p> <p>●<u>県及び町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。</u></p> <p>●<u>県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7. 障害物の除去</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 248 第2章 災害応急対策 第2.3節 <u>廃棄物処理活動及び障害物の除去</u> 第3. <u>廃棄物処理「4. 障害物の除去」</u>を準用する。</p>	<p>第5. 推進方策</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 247 第2章 災害応急対策 第2.3節 <u>災害廃棄物処理活動</u> 第3. <u>災害廃棄物処理「3. 推進方策」</u>を準用する。</p> <p>第7. 障害物の除去</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 248 第2章 災害応急対策 第2.3節 <u>災害廃棄物処理活動</u> 第3. <u>災害廃棄物処理「4. 障害物の除去」</u>を準用する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
101	<p>第2.4節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第3. 道路施設</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 259 第2章 災害応急対策 第2.6節 公共土木施設等の応急対策「<u>第2. 道路施設</u>」を準用する。</p> <p>第4. 用水路管理施設</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 260 第2章 災害応急対策 第2.6節 公共土木施設等の応急対策「<u>第3. 用水路管理施</u></p>	<p>第2.4節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第3. 道路施設</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 259 第2章 災害応急対策 第2.6節 公共土木施設等の応急対策「<u>第3. 道路施設</u>」を準用する。</p> <p>第4. 用水路管理施設</p> <p>詳細は、地震災害対策編 P. 260 第2章 災害応急対策 第2.6節 公共土木施設等の応急対策「<u>第4. 用水路管理施</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

103	<p>設」を準用する。</p> <p>第 8. 農地、農業用施設</p> <p>_____点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>第 10. 廃棄物処理施設</p> <p>(略)</p> <p>●町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理<u>処分</u>方法を確立するとともに、仮置場、最終処分<u>地場</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 11. <u>被災建築物</u>、被災宅地に関する<u>応急</u>危険度判定などの実施</p> <p>(略)</p> <p>●被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。</p> <p>●町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。</p> <p>● (略)</p> <p>●県は町の要請を受け、<u>被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士</u>の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</p>	<p>設」を準用する。</p> <p>第 8. 農地、農業用施設</p> <p><u>町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の</u>点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>第 10. 廃棄物処理施設</p> <p>(略)</p> <p>●町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理_____方法を確立するとともに、仮置場、最終処分_____を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 11. _____被災宅地に関する_____危険度判定などの実施</p> <p>(略)</p> <p>_____<u>(削除)</u></p> <p>_____<u>(削除)</u></p> <p>● (略)</p> <p>●県は町の要請を受け、_____被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	---	---

106	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 <u>(追加)</u></p> <p><u>第1. 目的</u> 大規模地震・津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。</p> <p><u>なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。</u></p> <p><u>第2. 住民への広報</u> 県、町及び危険物施設等の管理者は、地震・津波の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。</p> <p><u>また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。</u></p> <p><u>第3. 危険物施設</u> 詳細は、 地震災害対策編P.263 第2章 災害応急対策 第28節 危険物施設等の安全確保「第3.危険物施設」を準用する。</p> <p><u>第4. 高圧ガス施設</u> 詳細は、</p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p><u>詳細は、地震災害対策編P.272 第2章 災害応急対策「第28節 危険物施設等の安全確保」を準用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	記述の適正化
-----	---	---	--------

	<p><u>地震災害対策編 P. 265 第 2 章 災害応急対策</u> <u>第 2 8 節 危険物施設等の安全確保「第 4. 高压ガス取扱事業所」を準用する。</u></p> <p><u>第 5. 毒物・劇物貯蔵施設</u> <u>詳細は、</u> <u>地震災害対策編 P. 265 第 2 章 災害応急対策</u> <u>第 2 8 節 危険物施設等の安全確保「第 5 6. 毒物・劇物貯蔵施設」を準用する。</u></p>	(削除)	
107	<p>第 2 7 節 農林水産業の応急対策 第 1. 目的 <u>大規模地震・津波により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第 5. 農産物 1. 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期する<u>ため</u>、県は「宮城県農<u>林水産業</u>災害対策要綱」に<u> </u>より、必要に応じ、<u> </u>「農<u>林業</u>災害対策本部」<u>及び</u>「農<u>林業</u>災害地方対策本部」を<u> </u><u>設置するの</u><u>で</u>町は関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。</p>	<p>第 2 7 節 農林水産業の応急対策 第 1. 目的 <u>(削除)</u></p> <p><u>詳細は、地震災害対策編 P. 275 第 2 章 災害応急対策</u> <u>第 2 9 節 農林水産業の応急対策「第 1. 目的」を準用する。</u></p> <p>第 5. 農産物 1. 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期す<u>ため</u>、県は「宮城県農<u>政部</u>災害対策要綱」に<u>定めるところにより</u>、必要に応じ、<u>県に</u>「農<u>政部</u>災害対策本部」<u>を、各地方振興事務所に</u>「農<u>政部</u>災害地方対策本部」<u>をそれぞれ設置し、</u>町は関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
110	第 2 8 節 二次災害・複合災害防止対策	第 2 8 節 二次災害・複合災害防止対策	

110	<p>第1. 目的 <u>二次災害とは、地震や津波による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。</u> <u>特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第2. 二次災害の防止活動 1. 町又は事業者の対応</p> <div data-bbox="248 652 1066 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>詳細は、地震災害対策編P.281 第2章 災害応急対策 第3 1節 二次災害・複合災害防止対策 第2.二次災害の防止活動 「1. <u>県及び町又は</u>事業者の対応」を準用する。</p> </div> <p>2. 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 津波浸食箇所の _____ 降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。</p> <p>(2) 点検の実施 県及び町は、 _____ 降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</p>	<p>第1. 目的 <u>(削除)</u></p> <div data-bbox="1097 400 1906 523" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>詳細は、地震災害対策編P.281 第2章 災害応急対策 第3 1節 二次災害・複合災害防止対策 「第1.目的」を準用する。</p> </div> <p>第2. 二次災害の防止活動 1. 町又は事業者の対応</p> <div data-bbox="1097 644 1906 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>詳細は、地震災害対策編P.281 第2章 災害応急対策 第3 1節 二次災害・複合災害防止対策 第2.二次災害の防止活動 「1. _____ <u>町及び</u>事業者の対応」を準用する。</p> </div> <p>2. 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 津波浸食箇所の<u>地震</u>、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。</p> <p>(2) 点検の実施 県及び町は、<u>地震</u>、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>